

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月3日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第138号

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則

京都市病院事業財務規則の一部を次のように改正する。

第23条に次の1号を加える。

(4) 精算機の映像面に表示された納入の通知により納入すべき納入義務者は、当該通知に基づく額の金銭を企業出納員に納入すること。

第26条第1項中「及び第3項に規定する」を「から第4項までの」に改め、同条第2項中「とき」の右に「(第4項の場合を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 企業出納員は、精算機により金銭を領収したときは、精算機による領収書を納入義務者に交付しなければならない。

第78条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「及び会計票」を「、会計票及び精算機による領収書」に改める。

第83条第22号を次のように改める。

(22) 精算機による領収書 第25号様式

第3号様式の2.1中「年月日の日付は、回転式とする。」を
「年月日の印は、回転式とする。」と改め、
公印の印影の印刷を

もって公印の押印に代えるときは、年月日の部分に年月日の日付を印刷するものとす

に改める。
る。」

第21号様式 2備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 精算機により金銭を領収しようとするときは、1にかかわらず、納入通知書のみを用いる。

第25号様式及び第26号様式を次のように改める。

第25号様式（第83条関係）

領収書

患者票No.	入院・外来の区分	診療科	保険の区分	負担率	年度	納入通知書の発行年月日	発行番号				
				割		年 月 日					
患者氏名		納入金額（①＋②＋③）		診療（請求）期間							
様		円		月 日から 月 日まで							
診療明細	診	察	投	薬	注	射	処置・手術・麻酔	検	査	レントゲン	理学療法等
保険診療分		点		点		点		点		点	点
保険外診療分											
診療明細	処方せん	入	院							診療点数計	自己負担額
保険診療分		点	点							点	① 円
保険外診療分											②
個室料	分	べ	ん	料	そ	の	他	関	係	割	引
円		円		円		円		円		円	円
貸し布団料	そ	の	他	関	係	割	引			計	
円		円		円		円				③ 円	
										受入日付印	
										病棟欄	

上記の金額を領収しました。

京都市立病院企業出納員

第26号様式 削除

附 則

この規則は、平成18年3月6日から施行する。

（保健福祉局京都市立病院医事課）